



# 近現代史料論の形成と課題

—古文書学などとの接点について—

鈴 江 英 一

## 第一節 問題の所在

本稿は、近現代史料論がどのような形成過程と枠組みをもって成立し課題を持っているか、またその構築にあたって最も関連の深い古文書学などがどのような接点を持ってきたかを検討しようとするものである。尤も右のような課題を設定する場合に、近現代史料論自体がどのような概念として捉えられているか、あらかじめ明らかにしなければならぬけれども、それこそが本稿の課題であるので、行論の中で筆者の理解を明らかにして行きたい。

近現代史料論を考えるうえで、まず古文書学との接点を問題にしようとするのは、これも次節以降で具体的に触れるところであるが、近現代史料論形成の過程に果たした古文書学の役割の重要さと、同時に従来の古文書学の方法論では包みきれない様相を近現代史料論に見るからである。すなわち、近現代史料論は、その当初において古文書学を

拡大する方向で発想されたが、まもなく古文書学によっては捕捉されたい領域へ論議を拡大させていった。その方向は、近現代史料の種類・形態のもつ多種・多様性への注目であり、史料の管理すなわち官公庁文書など組織体史料の評価選別・整理・提供のための方法を考究する分野への展開であった。また、本稿では十分触れ得ないが、現代にあつて「史料」は、必ずしも歴史学の史料としてのみ位置付けされるものではなく、史料論もまた現代の情報学に隣接した分野の研究として捉えられる。従つて古文書学が研究の対象と認識の方法を限定することで発展してきたのは対照的に、近現代史料論は当初からその対象と方法において論議を拡散させる方向をもっていた。

右のような状況であるから、近現代史料論は、論議の仕方もいくつかの複合的な要素を抱えているので、本稿も、近現代史料論の形成過程をたどることによつて、その論議の枠組みを整理し、史料論としての可能性について検討を加えたい。以下、次節では、近現代史料論の起点を見定めるとともに、古文書学との関係を明らかにし、第三節では、近現代史料論自立への模索と史料管理学との関係に論及しようと思う。最後に第四節では本稿全体をまとめつつ、近現代史料論の方向を考えることとしたい。<sup>1)</sup>

## 註

(1) 本稿では、近代史料と現代史料とを分けずに「近現代史料」とした。近代史料と現代史料とは別に論ぜられるべきとする意見があり、これには聴くべきところはあるが、本稿では特別な個所以外、この区分には立ち入らずに近代を一括して論ずることとする。そのようにしても論旨が維持できると考えたからである。

また、本稿で取り上げたのは、近現代史料論、自体をどのように考えるかという問題の提起をもつた論考に限った。近現代史料に関する論考は多々あるが、右の視点から対象論文を選択したものであることをお断りしておきたい。

## 第二節 近現代史料論の提起と古文書学

### 一、近現代史料論前史

近現代史料論が提唱されその構築が具体的な研究として試みられたのは、次項で述べるように、戦後、一九六〇年代以降である。戦前にはついに近現代史料論が起らず、近現代文書が古文書学などの研究対象とならなかったと言つてよい。その理由については、近現代史研究そのものの未発達、また研究を支えるべき史料、なかでも公文書の非公開、また史料の保存公開を保障する制度である文書館の未設置を挙げることが多い。

例えば、一九八〇年代初頭に近現代史料論の状況を包括的に紹介した松尾正人は、第二次大戦以前には近代の文書を直接対象とした歴史研究が少なかったため、「文書学的研究」がほとんど着手されていなかったとし、「近代文書に関する研究の遅れ」を「行政文書が一般に公開されていなかった事情」にあると説明している。<sup>(1)</sup> また、戦前の公文書の非公開、文書館制度の未発達の要因を論じた青山英幸は、「官学アカデミズム」の歴史学が学問領域の対象を幕末までとし、同時代史研究を除外したところに求めている。<sup>(2)</sup> すなわち学界は同時代公文書の保存、文書館の設立に消極的かつそれらの公文書を「研究対象領域外と位置づけ」<sup>(3)</sup> たが、それと「官僚制における記録の非公開体制」が結びつき、「国民から記録を隠蔽する、いわば天皇制国家の官僚制度の一環として成立した記録保存体制」が構築されたとする。<sup>(4)</sup>

近代日本の歴史学研究が国家的制約の中にあり、また政府が近代初頭にヨーロッパ諸国の文書館知識を吸収しつつも、文書館制度を導入しなかった点については、すでに多くの指摘がなされているところである。<sup>(5)</sup> しかしながら戦前

には公文書の一般的公開がなかつたとはいへ、近現代史料の研究や公文書を保存する文書館設立の意見が表明されていなかつたわけではない。例えば、明治維新史、幕末・維新期の外交史に対しては、政府部内・在野を問わず史家の関心が強く、歴史叙述と史料編纂事業が盛んであつたことが知られている。<sup>(6)</sup>一例を挙げるならば一八七二年(明治五)から本格化し八九年(同二二)に完了した「復古記」一五〇巻、「復古外記」一四八巻の編纂がある。「復古記」編纂は、太政官の一機構である修史館による事業であつて、大政奉還から天皇東幸に至る維新政府確立への歩みをたどつており、維新政府自らが行った同時代の修史事業、同時代史料の収集事業であつた。この編纂過程の中でも公武諸家の記録の不一致、錯綜が自覚され、関係史料についていっそうの収集とこれらを「精密ニ調査シ彼我ノ記録ヲ対照」<sup>(7)</sup>する必要が強調されてきた。近代史料についての史料批判の必要性、さらには近現代史料論を成立せしむる前提が、それらの中に存在していなかつたわけではない。

また、政府の公文書の保存と学術利用についても、一八九〇年代には研究者の側からの種々の提起があつた。<sup>(8)</sup>このうち日本の古文書学を体系化した黑板勝美は、古代・中世のいわゆる「古文書」に加えて、現代の公文書を保存する施設としての「古文書館」<sup>(9)</sup>設立を主張している。一九二二年(大正元)に「古文書館」の設立は、単に学問研究の爲めのみならず、また政治上各省の事務を敏捷ならしむる上に多大の便益あることを信ず<sup>(10)</sup>と述べているのは、黑板の先駆的な文書館認識の一端である。

近現代史料の保存・公開の意見は、この後も三浦周行・藤井甚太郎によって主張されている。なかでも藤井は、かつて一八八七年(明治二〇)頃に通信省がまとめた「記録法案」を紹介しつつ「記録館」設立の提唱を行っている。<sup>(11)</sup>しかしながら、これらの主張が歴史学界・古文書学界において大勢とはならず、戦前には遂に公文書の公開、文書館の設立を見ることはなかつた。官学・在野の歴史学界の先駆的な提起にも関わらず、それが大勢とならなかつたのは、

同時代史料の保存・公開、さらに近現代史料論への展開が、具体的な歴史学研究・古文書学研究と結びつかず、それとの乖離が大きかったことを示している。慎重な言い廻しながら「最近世」<sup>(12)</sup>（ここでは「昭和時代」）史研究の必要性を説いた黒板勝美も、自らの古文書学を近現代文書に及ぼすことは出来なかった。

## 二、近現代史料論の提起

近現代史料論の最初に掲げられるべき記念碑的な研究は、一九六〇年に公にされた大久保利謙「文書から見た幕末明治初期の政治——明治文書学への試論」<sup>(13)</sup>であろう。同論文の主題は、「幕末Ⅱ明治初期の官庁文書の様式・性格に就いて考察して、当時の政治の推移との関連を明らかに」<sup>(14)</sup>するところにあつて、副題の「明治文書学」が示すように、近代史研究への古文書学の導入であつた。すなわち、「近代史研究を堅実たらしめるためには、今後史料学的な基礎工作を確立せしめることが重要な問題の一つ」<sup>(15)</sup>とする執筆意図は、古文書学による近現代史料の史料学（論）の展開であつた。

右の意図のもとに、同論文では「勅書」以下の幕末の政治的文書に触れ、次いで「沙汰書」など維新後の政治的文書、なかでも法令公布様式（「天皇が発する文書」「一般の法令」など）を論ずる。とくに論文の過半を費して、法令の様式（布告と布達の区別など）、高札撤去後の公布方式、法令揭示法及び揭示日限の変遷、また「太政官日誌」など一般への周知手段としての頒布物について論じている。

本稿は大久保論文の内容を全面的に紹介する趣旨ではないので、近現代史料論としての大久保・明治文書学（以下、他の論文もこのように適宜略記することがある）の意義を四点に亘って指摘しておきたい。その第一は、近現代——に限らないが——文書学的研究の視点として、黒板勝美が主張する様式論・効力論とともに「時代的性格の解明」を

提起した点である。これは、一定の研究蓄積がある古代・中世文書に対峙して近現代文書の研究(「明治文書学」)を意義づける意味をもっている。第二に、近代文書学の内容として、幕末から近代への「過渡期」の性格把握研究が意義づけられた。大久保・明治文書学にとって、この過渡期はわが国の「近代の統一」<sup>(16)</sup>への階梯、法体系の変貌過程として把握されている。後述するがこの視点は、今日、近現代史料論の有力な一分野を構成している。

第三は、この過渡期の文書の諸相を最も良く説明し得る素材として法令の様式・公布方式のありように注目した点である。近代法令のもつ全国的な統一性・画一性は、当時の政府にとって政策目標であったが、歴史研究においてもその「法的交流の全国的な配置関係、交流の速度」<sup>(17)</sup>は、主要な関心になると指摘している。法令様式・公布様式については、この後、同論文が諸論考に参照・引用されるようになり、幅広い影響をもつことになる。また各地の実態の解明を促す契機ともなっている。

第四に、大久保・明治文書学は幕末・近代初頭の文書に対しても、文書の様式による区分を行い、古文書学の研究成果、なかでも様式論の視点を吸収しているが——この点は次に述べる藤井貞文の示唆によるとい——、同時に当時の古文書学の文書概念を超えて近現代史料の考察対象を拡大した点が挙げられる。黒板勝美以来の古文書学の主流は、文書を記録・著作などと明確に区別する意味から、文書概念を差出人から受取人に効力を及ぼすために作成されたもの、という授受の関係に限定して研究の領域を設定してきた。しかし、大久保・明治文書学では、「文書と史料の概念は同じではない」としつつ、近現代文書・近現代史料の範囲を「多種多様」と捉え、「新聞雑誌、広告類なども含まれる」として、「太政官日誌」などの一般頒布の刊行物をも研究の対象としている。文書・史料をこのように拡大し、多種・多様とする見解は、その後の近現代史料論で一般化されるようになるが、この文書・史料概念の拡大は、近現代史料論の構築に際し、古文書学に全面的に依拠し難くなったことを示している。

大久保・明治文書学に続いて、一九六八年に藤井貞文「近代の古文書」<sup>(19)</sup>が公表された。大久保の論文では、同論文の幕末・維新期の文書についての考察が藤井の示唆によるものであると記している。藤井は、戦後、近世以降の文書が研究の対象とされるようになったことについて触れ、これらの文書の利用が、「文書其もの、研究ではなく、性急なる歴史研究に資する史料として文書を取扱はうとした迄であった。従つて文書の研究と言へば、新に出現した文書を処理し整理する為に急いだ方途に過ぎなかつた」<sup>(20)</sup>と批判する。これは戦後の近世史研究の盛行とその史料発掘の状況を念頭に置いての指摘であろうか。そのうえで、近代文書研究の遅れが著しく、ために「近代の歴史の研究の道の遙けさを思はしめられる」<sup>(21)</sup>と述べている。

藤井論文は、幕末・維新期の諸文書の成立背景・材料・様式・効果（効力）に触れ、これらが前時代を引継ぐ一方、「当代社会の要求」に応じて変形し、新たな「社会の出現に応じて創始」し、とくに「外国交際の開始乃至新社会の発達に伴ひ、幾多の新式文書が現はれた」<sup>(22)</sup>と論述の前提を呈示する。そのうえで文書の料紙の紙質、形状、筆記用具、文字、文体などの「一般的な成立条件」を述べ、次いで「朝廷文書」（詔・詔勅・勅・宣命など）、「政府文書」（官符・解・官宣言など）、幕府等の「武家文書」（内書・朱印状・達書など）、「国際文書」（国書・信任状・条約書など）に分類し、それぞれの様式、成立の事情を解説する。ここでは、古文書学の様式論的把握を近代の文書にも及ぼし得る可能性が呈示され、また幕末・維新の政治的変革期が文書の上でも前時代からの継承と、新たな時代に即応して「創始」されてゆくという、文書制度の過渡期として把握されている。

藤井が近代の「古文書」を古文書学の一分野として考察しようとするのは、近代初頭の文書がもはや同時代の文書ではなくなっているという側面が生じているからである。文書の正確な解説には、「作製せられた社会の要求、即ち其社会に対する知識と慣用とに慣熟通曉する必要があつた」<sup>(23)</sup>と述べるのも、古文書理解のための一般的な原則がいま



や近代初頭の文書に及んでいるという、藤井の認識であった。

戦後二〇余年の時点で、近代初頭の文書が同時代の文書ではなく、ようやく古文書学の研究対象となる『古文書』<sup>(24)</sup>となったことになり、この点、一九〇〇年代初頭に黒板勝美が同時代史の研究を論じていた状況とは異なるところである。同時代の文書として近代初頭の文書を理解することが研究者にとっても困難となってきたからである。近代の文書が研究の対象として認識されることになった一九六〇年代に、近代の古文書学・史料学(論)が、はじめて意識されるようになったと言えよう。またその方法論が文書様式論を手がかりとしたのは、一九六〇年代の古文書学が様式論以外の方法論を発展させていなかったことと関係があるろう。

### 三、古文書学からの接近

近現代史料論は、一九六〇年代に提起された段階で既に、古文書学が近代文書にも適用し得る可能性と、同時に古文書学の領域外にも対象・領域を設定する必要性をもっていた。これは近現代史料論が古文書学の方法論を包含しつつも、古文書学に全面的にとどまり得ないことを意味するものであった。

尤も一九七〇年代初頭、佐藤進一著『古文書学入門』<sup>(25)</sup>が公刊されて古文書学からの新たな提起がなされた。ここでは従来の古文書学が「中世古文書学」にとどまっていたとし、「既成の古文書学を批判し再検討して、複雑多様な近世近代文書を含めて新たに体系化することが、日本古文書学の将来に課せられた大きな課題である」として、古文書学を再構築し、近世近代文書を包摂することを提起している。これは、近現代史料に対する古文書学からの接近であった。

さらに同書では、古文書学の新しい定義として著名な『文書史』を呈示する。佐藤によれば、古文書学が歴史学に

対し単なる補助学ではなく、また古文書の真偽鑑定や難読の古文書の解説に存在意義を置くのではなく、「独立」(自立)した学問として独自の研究領域を確立すべきとする。そのために主張されたのが「古文書学は文書史であるべき」とする提起であつて、文書史であるがゆえに「時代の新古を問わず、あらゆる文書が、文書史の素材として取上げられる」こととなる。かつ「文書史の目的は文書の機能の歴史を明らかにする」ものであるとして、「機能論を主軸にすえて個々の文書を考察すること」<sup>(27)</sup>が可能になる、と言う。従つて文書史としての古文書学は、機能論を軸に近現代の文書をも包摂する通時的な普遍性をもつことが可能になる、と主張する。

ただ、近世・近代文書を含み得る古文書学の領域拡大を呈示した「文書史」であるが、その提唱部分は、同書の冒頭と結びの部分に限られていて、本論部分で十分展開されてはいない。佐藤自身の古文書への具体的な関心は近世以前にとどめられており、近現代文書へ及んではいなかった。

もう一つの古文書学から近現代史料への接近が、一九七〇年代末から八〇年代にかけて公けにされている。「日本古文書学講座」全一一巻の刊行である。<sup>(28)</sup>この講座の刊行自体が、わが国の古文書学界でも画期的な意味をもっているが、それにとどまらず、一一巻中、三巻を近代編に当てており、近現代史料を古文書学的に把握するというこれまでにない試みとして意義があつた。この近代編は内容も多彩であつて、I(第九巻)で中央の官省庁から都道府県・郡市町村に至る公文書を、II(第一〇巻)で、金融・産業経済・政党・社会・文化・地方の民間文書を、III(第一二巻)で、宗教・被差別部落・政治家という広い分野を概観したうえで、海外のGHQ文書及び各文書館・史料館の近現代文書の整理・公開などにも言及している。

同講座が各分野の近代文書を総覧したうえで、その整理・公開という史料管理学の領域をも取扱ひ、近現代史料整理論の論議の機会を提供したのは、この分野でも画期的な意義があつた。<sup>(29)</sup>尤も近代編の各編が古文書学講座の一編と

して、一定の方法論(例えば様式論、機能論)によって文書を把握し論じ得たわけではなかった。近代編Ⅰ所収の上昭美執筆による公文書の「総説」「新政府の成立と公文書」は、近代編Ⅱの松尾正人「文献解題」で評されている通り、大久保・藤井論文が呈示した公文書の様式・種類・公布方法を「整理・体系化」したものであったけれども、他の執筆者による各論、すなわち各官省の記述では、それぞれの文書管理の一端、保有状況、所蔵史料の概要あるいは史料の例示を行う場合が多かった。既に戦前の文書が大半失われている事情もあつて、刊行物(図書・統計・調査報告)の紹介に終始した例もある。政府の公文書に限ってみても、古文書学一般の成果・方法とは相当の距離があり、古文書学からの接近が全てに亘って有効性を立証し得たわけではなかった。むしろ古文書学に包摂しきれない近現代史料の多様性が浮彫りにされたと云つてよい。

古文書学からの接近について見ると、近代文書学<sup>31</sup>をはじめて標題に掲げた一九八〇年代初頭の著述、すなわち岩倉規夫・大久保利謙共編「近代文書学への展開」<sup>31</sup>に触れなければならない。古文書学との関係性が論議の対象となつているからである。同書は、国立公文書館開設一〇年を記念し、あわせて同館初代の館長であつた岩倉規夫と設立運動に「中心的な役割を担つて」きた大久保利謙を記念する論文集である。同書所収の二二編の論文のうちでは、直接、近現代文書学・史料学(論)の体系化を課題とし、大久保・藤井両論文に触れているのは、津田秀夫「近代公文書学への模索」<sup>33</sup>と拙稿「明治初年、北海道における法令の施行——開拓使文書の体系的把握のための試論——」の二編であつた。<sup>34</sup>

右のうち津田論文は、大久保・藤井が論及していない近現代文書の一定の特質を取上げて、これを「近代公文書学」の課題として呈示する。その特質・課題とは、近代公文書学が公文書を歴史史料として「保存すべきか否か」の選択を抱えている点であつて、これが「近代以前の文書等を対象とする古文書学とは近代公文書学は性格が異なる」<sup>35</sup>

ところであるとす。さらに津田の公文書学では、公文書の管理・保管、記録化（史料編纂）、評価選別、廃棄、分類・整理などが考究の対象となり、文書館学・史料管理学と重なることとなる。津田自身も公文書学と古文書学との研究領域の違いを強調する立場であつて、この論文は、欧米の文書館制度・文書館学を紹介した「近代文書学への展開」所収の他の論文<sup>(36)</sup>とともに、日本における文書館学構築を提起するものとなつた。

次節で詳述するが、津田には既に、一九七三年の論考「近代公文書学成立の前提条件——公文書概念の変遷と保存公開をめぐる<sup>(37)</sup>」があり、公文書の保存と公開を目的とした史料管理学の学としての近代公文書学を提唱している。一方、拙稿は大久保が提起した、中央の文書が地方へ伝達され、法令が各地に施行され浸透していく問題について、北海道を事例として考察したものである。近代初期の地方官庁文書が成立する時期に生じた文書の伝達、法令施行の地域間格差、地方的独自性（ときには地方官の恣意性）とその等質化・画一化が史料学（論）的課題になることを述べた。<sup>(38)</sup>

同稿で筆者は、古文書学を近代公文書制度確立期に及ぼし得るとし、その研究課題として（一）稟議制をはじめ近代文書の作成・決裁過程、（二）文書の授受過程、法令の公布施行過程、（三）文書の集積・編綴過程及び保存管理の変遷等の来歴への考察、及び（四）文書への史料批判を挙げた。これらは北海道という一地方の事例として呈示したのであるが、後述するように一般性のある論議として受止められた。すくなくとも、近代公文書制度確立期の文書に対しては、古文書学の範疇で「文書の作成、施行、編綴と管理、そして機能と効力の問題」<sup>(39)</sup>を研究の枠組みとして成立させ得るとの主張はなし得たと思う。その際、史料学（論）的把握の方法論は、文書館学を成立させる文書の評価選別基準・整理・分類・利用・保管等にかかる分野の研究とは、<sup>(40)</sup>どのように関連づけられるか、或いは区別されるべきかという課題があつたが、文書館学とは異なる領域に史料学（論）を設定することの必要性を筆者としては含意し

ていた。

近現代史料論が、一九六〇年代―七〇年代を通じて追求したのは、古文書学の方法論を吸収しつつ、当時の古文書学が自己抑制的に設定した古文書の概念を拡大し、或いは古文書学の研究領域外に対象を求めることであった。次節では、拡大する近現代史料論をたどりつつその論議の到達点を見ることとしたい。

註

(1) 松尾正人「文献解題」(『日本古文书学講座』第一〇巻、近代編Ⅱ、雄山閣出版、一九八〇年七月)、二八九頁。

(2) 青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」  
「文書館」の設置」(安藤正人・青山英幸共編著『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、一九九六年二月)、二六〇、二八三頁。

(3) 同前、二六二頁。

(4) 同前、二八三、二五三頁。

(5) 歴史学の国家的制約が後世への影響を与えたものとして、一八九一―九二年(明治二四―二五)に起った久米邦武「神道は祭天の古俗」をめぐる事件がある。久米邦武事件については、例えば、宮地正人「幕末・明治前期における歴史認識の構造」(田中彰・宮地正人校註『歴史認識(日本近代思想大系、一三三)』岩波書店、一九九

一年四月)がある。政府の文書館知識の導入については、

註(3)、青山英幸、前掲論文、高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」(岩倉規夫・大久保利謙共編『近代文書学への展開』、柏書房、一九八二年六月)、拙稿「文書館前史」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動——全史料協の二〇年——』、岩田書院、一九九六年三月)など。

(6) 註(5)、宮地正人、前掲論文、五四一頁以下。

(7) 註(5)、『歴史認識』、三九〇頁以下。「復古記編纂ヲ乞フノ議」(一八八八年(明治二二)五月(同『歴史認識』、所収)、三六一頁以下)。

(8) 註(2)、青山英幸、前掲論文及び註(5)、拙稿。

(9) 黒板勝美著「虚心文集」第七、吉川弘文館、一九三九年十二月、所収、「欧米文明記」。

(10) 黒板勝美「国立古文书館の設立について」(『史学雑誌』

第二四編一号、一九一三年一月、九八—九九頁。

(11) 註(5)、高橋喜太郎、前掲論文及び拙稿。

(12) 黒坂勝美著「更訂、国史の研究 総説」、岩波書店、一

九三一年八月、三五六頁以下。

(13) 立教大学史学会編「史苑」第二卷二号、一九六〇年十二月。

(14) 同前、二頁。

(15) 同前、一一二頁。

(16) 同前、三頁。

(17) 同前、一七頁。

(18) 同前、二頁。

(19) 日本古文書学会編「古文書研究」創刊号、一九六八年六月、所収、「古文書講座」。

(20) 同前、七二頁。

(21) 同前、七二頁。

(22) 同前、七二—七三頁。

(23) 同前、七二頁。

(24) 近代の文書を「古文書」と称するのは表現矛盾のよう  
に思われる。大久保利謙が「明治文書学」としたのは、右  
の表現矛盾を回避する意図であったかもしれない。

(25) 法政大学出版局、一九七一年九月。なお、九七年四月に

「新版」が刊行されている。

(26) 同前、七頁。

(27) 同前、二九二頁。

(28) 雄山閣出版、一九七八年六月—八二年二月。

(29) 拙稿「近現代史料整理論の状況——近現代史料整理論ノ  
トトヘ」(「史料館研究紀要」第二七号、一九九六年三  
月、一四七頁以下)。

(30) 註(1)、松尾正人、前掲論文、二九二頁。

(31) 柏書房、一九八二年六月。

(32) 同前、四二八頁。

(33) 津田論文は、後に「史料保存と歴史学」(三省堂、一九  
九二年五月)、第二部に収録。

(34) 「近代文書学への展開」に所収の二三編の論文のうち、  
日本近現代史料論に直接関わる論文には、津田論文及び  
拙稿のほか註(5) 高橋喜太郎、前掲論文、横溝光暉  
「戦前公文書の成立過程」、石渡隆之「曾禰メモとその周  
辺——終戦の詔書原案をめぐって——」がある。

(35) 註(33)、津田秀夫、前掲論文、四二頁。

(36) 金井四「アメリカ合衆国における国立公文書館制度の発  
展」城戸毅「Adolf Brenneke, Archivkandee」(「」  
など。

(37) 『歴史学研究』四〇三号、一九七三年十二月。同論文も

註(33)、津田秀夫著、前掲書に収録。

捨選択、娼妓解放令への開拓使の恣意的処置、開拓使の  
全国布達権限などである。

(38) 筆者が地方的独自性と等質化、画一化の例としたのは、

(38) 註(34)、一〇四頁。

遠隔地への法令到達日限、法令施行にかかる地方官の取

(40) 同前、一〇二頁。

### 第三節 近現代史料論の拡張と交叉

#### 一、「公文書概念」の拡大

一九七〇年代は、各地で史料保存利用機関としての文書館の設立が進み、わが国の文書館制度が拡充された時期である。例えば、七一年に国立の二つの公文書館、国立公文書館と外務省外交史料館が設置または開館した。七六年には、全国の文書館関係者によって「歴史資料保存利用機関連絡協議会」(現・全史料協)が設立され、文書館運動また文書館についての研究・研修の機会が組織された。<sup>(1)</sup> 文書館制度の拡充は、欧米の文書館学の吸収を促し、文書館の業務の中から提起された諸課題を解決するための研究が追求されてくる。前述の「日本古文書学講座」近代編、「近代文書学への展開」所収の論考の大部分や、これから触れる津田秀夫「近代公文書学成立の前提条件」などは、文書館の業務の進展を背景として生まれた諸研究であった。

文書館制度の拡充は、一九八〇年代にはいっそう進展し、八七年には「公文書館法」の成立という、文書館運動の頂点の一つを見ることになる。近現代史料論も史料の利用者である歴史学界の視点からのみならず、文書館業務の課

題を担うものとしても考究されるようになる。前述の津田秀夫「近代公文書学成立の前提条件」は、七〇年代の論考であるが、文書館（ここでは主として国立公文書館）の課題に対して近代公文書学を設定して応えようとした早い時期の研究であった。

津田は、この論文で公文書概念の概念、すなわち公文書館の収蔵史料の範囲、保存のための評価選別基準、廃棄処分の方、公開・整理等、文書館業務全般を論じているが、とくに論議の中心に置いたのは、保存すべき「公文書概念」の指定であった。津田が公文書概念を新たに指定しようとするのは、古文書学の方法の援用（様式論に基づく立論）だけでは、近代の公文書学を成立させ得ないと考えたからである。すなわち対象となる「文書の適用範囲を出来る限り限定し、そのなかで形式的な類型化を試みた学問」<sup>(2)</sup>である古文書学に対し、近代公文書学はその研究対象を自ら見出し保存か廃棄かを評価し決定するものであって、「研究」素材の選別・保存を含めて学問の対象」が検討される。従って、「公文書概念の範疇」も評価選択（選別）の対象となり得る全ての記録、すなわち官公庁及び公務員が「公務執行のために、政府機関によって作成蒐集された記録の全体」<sup>(3)</sup>となる。公文書とは、「各省庁及びその部局において、法的義務に従い、本来の業務の措置に関連して、作成され受け入れた書類、文書類等」を言い、さらに、形式的な面からも「物理的形状ないし特徴」<sup>(4)</sup>にこだわらず、次のように概念づけられる。

「広義の公文書は、通信、抗議文、報告書、執務用紙に記載されたもの、カード報告、書式用紙に記載されたもの、航空写真、地図、図表、青写真、写真、映画、スケッチ、設計図、各種統計表、録音（レコード、テープ）等まで含めた材料のものも包括しなければならないのである」<sup>(5)</sup>

津田が「公文書概念」は時代とともに変化し拡大するとして、右のように公文書概念を拡大して見せたのは、国立公文書館に収蔵すべき対象の公文書を限定的にはなく、より広汎に概念づけようと思図したためであることは、



その行論から明らかである。しかしながら、拡大する「公文書概念」は、国立公文書館蔵の収蔵対象に限られるものではないのであって、むしろ各地の文書館業務の中で把握されてきた史料の一般的な性格が、右のような概念の拡大をもたらしたのである。従つてこのような史料・公文書概念の拡大とともに、近現代史料論もまたその領域を拡大して行くこととなる。

## 二、近現代史料論の拡張

近現代史料論が古文書学の援用・拡大、またその領域外への拡張という論点をもつて提起され始めたのに対し、「近代」という時代の性格から近現代史料論の論点を呈示したのは、丹羽邦男「近代史料論」である。この論文は、「講座日本歴史」二二五、別巻二、日本史研究の方法の一編であつて、同書の総論に当たたる石井進「史料論」まきがき<sup>(7)</sup>では、「近世及び近代の史料論は」文献史料中心に当該時代の史料の特質とあり方を明らかにすることに重点をおいた<sup>(8)</sup>として、近代史料の特色・性格が何であるかを明らかにする意図の下に書かれている。

丹羽・近代史料論では、「近代史料の一般的性格」を前提とし、対するにわが国の特殊性及び近世史料との断絶を措定したうえで、私的史料・官庁史料について論じている。ここで言われる「近代史料の一般的特性」とは、近代が封建的諸関係を排除したところに成立したものであつて、「自由な個人が成長し、個性的な意志・思想が、印刷・通信・交通等の発達にたすけられ、前時代よりはるかに多様化した方法によってひろく伝達され、交流」するところにある。「言論・出版・集会・結社の自由」はその法的表現となる。「近代社会で生産される「近代史料」も、量的な膨大さとともに、前時代とは明確に区別できる豊かな多様性を持つ」とする。しかし、「わが国の近代史料は、量的にも質的にも制約された私的文書と、統一された様式を備えた膨大な官庁史料とから成り立っている」と規定する。こ

の論議は、私的史料に対し「公的史料の優越」<sup>9)</sup>が、わが国の近代史料の特色である、という主張であり、丹羽が公的史料に先立って私的史料を論じようとしたのも、右の意図を強調するためであった。

丹羽が呈示する近代史料論は、まず「私的史料」の項で、民間史料の生成とこれに対する政府の規制、すなわち「出版条例」(一八七三年(明治五))、「新聞紙条目」(一八七三年)から第二次大戦下の戦時統制における言論・出版などの制限・統制に触れる。私的史料ではほかに「経営史料」として農家簿記など地方旧家の帳簿組織に注目する。<sup>10)</sup>一方、「官庁史料」の項では、戦前期における官僚制の形成とその文書管理、すなわち「職階系統を通し些事にいたるまですべて文書・伝票の伝達によってなされる」という「官僚制に固有な事務方式」<sup>11)</sup>から生み出された文書制度を、太政官正院・内閣・大蔵省・内務省について概観する。次いで統計調査組織とその事業の形成過程を論じ、かつ統計調査の不完全性と限界を指摘している。

丹羽・近代史料論は、公的史料と等置されるべき私的(民間)史料の重要性を喚起しようとする主張であり、また、官庁史料の重要な一角を占める統計史料に対する史料批判を促すところにも力点が置かれている。それらへの着目のうえに立って、私的史料に加えられた政治的制約が、わが国近代の史料に限定的な性格を与えていると指摘し、この点に近現代史料論の論点を求めている。同論文の頭初に、まず文献史料の外にある「思い出」(口述史料)の存在を置いたのも、文献史料を相対化する意図であろう。丹羽・近代史料論は、自ら指摘しているように一般的な政治史料への言及を割愛しているが、初めて近現代史料総体を史料論として提示した試みであった。これによって近現代史料の全体像が示されたかどうかは別として、近代以降の多様にして膨大に増加し続ける史料の特色を把握する視点——近代本来の性格とわが国の場合との落差また限界性——を提起したことになる。また、ここで取り上げられた史料は、文書・書簡・編纂物・帳簿・簿記・日記、新聞・雑誌などの出版物、統計書、調査報告書などであって、近現代史料論の形成と課題(鈴江)

代史研究に資する史料全般を視野に入れようとしている。

なお、近現代史料の対象についての議論としては、丹羽・近代史料論以前に藤原彰「現代史の史料について」(一九七四年)がある。ここでは「(現代史料の)無数に存在する史料はその立場方法によっていくらかでも系統的に利用できる<sup>(13)</sup>」とし、現代における史料が本質的に無限定であり、いっそう多様化が進行することを示唆している。

また、この「講座日本歴史」二五には、ほかに佐藤進一「中世史料論」も所載されている。佐藤はここで従来の古文字学概念では文書に入らないが、いわゆる「記録」でもない、中間的な領域があり、「授受関係の有無だけに注目しては、個々の書面の機能を明らかにできない場合も生ずる<sup>(14)</sup>」と、現代と古代の戸籍を例に指摘している。ここには古文字学概念の修正によって、古文字自体の研究領域の見直しを図ろうとする方向が見られる。

近代「古」文字学が拡大・膨張してゆくことは、前節で紹介した「日本古文字学講座」近代編所収の各編でも示されたが、関係文献を総覧した前述の同書所収、松尾正人「文献解題」<sup>(15)</sup>からも同様の状況が窺える。この「文献解題」では、一九二〇年代から七〇年代初頭に亘る近現代史料を対象とした諸研究を詳細に紹介したものであるが、ここでは、近現代史料論の流れに二つの視点のあることが確認されている。その第一は、大久保・明治文字学が提起したように「近代史研究を堅実たらしめるため」の史料学的基礎を確立しようとする視点、第二は、近現代史料の保存・整理のための諸論及びそれらの「延長上に近代史料の文字学的研究を不可欠<sup>(16)</sup>」とする視点である。この二つの視点を軸として、松尾・文献解題ではさらに、「公文書の研究」「私文書の研究」に区分して研究動向が概観されている。また、松尾は公文書研究に対して収集・保存そして体系的整理に困難が伴う私文書について、その「文字学的な研究の成果」<sup>(17)</sup>の少なさを指摘し、とくに第一の視点による研究の必要を強調している。

松尾・文献解題は近現代史料の研究が、一つは歴史学を補強するものとして、またいま一つは史料の保存・管理に

かかるものとしての二方向に可能性を持っていることを示唆している。また、いわゆる狭義の文書のほか、戸籍・統計・新聞に関わる研究動向にも触れて、近現代史料論研究の広がりを確認している。

近現代史料論の対象の広がりは、一九九二年に公刊された『日本近代思想大系』別巻「近代史料解説・総目次・索引」<sup>(18)</sup>の各編についても窺える。この「解説」は、全二三巻の同大系に収録された史料の全体像を解説する意図で編集されたものである。「はじめに」を除く二二編は、「公文録と太政類典」以下、法令、官報、政治家、地方行政、神道・神祇、軍事、美術、芸能、居留地から「アメリカの日本関係史料」に至る各分野に亘っている。

これらは単独の執筆者による史料論の呈示ではないが、近現代史料を概観するものとしては、『日本古文書学講座』近代編以来の論考といえよう。とくに由井正臣執筆の「はじめに」は、短文ながら全編を総括した近現代史料論となっており、近現代史料の理解の要点として、史料作成の時代背景、とくに政治体制の構築がもたらす時代の「刻印」<sup>(19)</sup>への注目を促す。同時に公文書には限界があり、それに対する私文書（政治家・政府高官の所蔵文書）の補完的関係にも言及する。近現代史料の主要な要素にあえて「時代の性格」という歴史的視点を強調するのは、明治維新以降一世紀余の中でめまぐるしい変遷を遂げる国家体制、政治状況の中で、史料の著しい変遷・推移のあり様を見ること自体が、史料論の視点になるとの主張であったかと思う。

同書の中で、近現代史料論の項を立て、その構築を意識的に論じているのは、中野目徹「公文録と太政類典」<sup>(20)</sup>である。ここでは、太政官の編纂になる「公文録」「太政類典」両文書群の編纂経過と存在形態（伝来・概要）を総体的に論じている。そのうえで中野目は、近現代公文書のライフ・コース、すなわち官庁内の案件にかかる決裁原議の作成（起案）・受付、決裁・供覧、原議の成立、送付・公布、整理・保管・移管・編集という文書処理の流れを示す。このうち、とくに「(文書の)編纂方法を説明すること」と、「原議の形態からその文書の処理過程を再現する方法を

確立すること」を重視して、近現代公文書にかかる史料論の「第一の課題」<sup>(21)</sup>に挙げてゐる。これによつて成立する史料論とは、史料(公文書)の生成・保存の全過程を統一的に把握し、これの「史料的价值把握及び性格」<sup>(22)</sup>を位置づけ説明するもの、ということにならう。

公文書の生成から伝存に至る全過程を視野に入れた近現代史料論の枠組みは、この時期、竹林忠男「京都府庁文書に見る明治前期公文書の史料学的考察」<sup>(23)</sup>によつても提起された。同論文は一八六八年(慶応四)——一八八一年(明治一四)における京都府庁文書について、「定式化の過程の把握を通じて成立期の近代公文書についての史料学的考察を試み」<sup>(24)</sup>る視点から論じたものである。ここでは、文書事務——收受、作成、決裁、施行、形式(様式)、署名式、公印、編纂保存、住民の願伺届、稟議制、回議書——について取上げている。

竹村は、右の考察の前提として、これまで本稿で述べてきた大久保・藤井・津田及び拙稿などの論点に触れたうえで、近代公文書にかかる史料学の対象が、「その発生から廃棄保存にいたる全過程即ち、收受、作成、決裁、施行、編綴保管、廃棄、保存の各段階における文書記録の処理方法、様式、形態及び機能等の解明」<sup>(25)</sup>であるとした。さらに研究の体系としては、各行政部門に共通する「総論部分と各行政部門別の専門的な文書と記録類」に対する「各論的な部分」<sup>(26)</sup>に分けられるとしている。右の理解に立てば、近代公文書のあらゆる側面が史料学(論)的な検討の対象となることを意味しよう。

公文書の諸側面を網羅的に検討して体系化しようとする発想が生ずる背景には、竹林自身が指摘するように、一九七〇年代—八〇年代に各地の文書館などで史料管理業務の実務的課題解決の要請とそれを理論的に支える史料学的検討の蓄積があつた。<sup>(27)</sup>すなわち、文書館業務にかかる諸課題を史料学(論)・文書館学・史料管理学(論)によつて体系的に解決することが希求されるようになったからである。尤も、あらゆる側面が史料論の対象になるとしても、近

現代史料論構築の軸となるのは何であろうか。これを考えるために、次項では近現代史料論のいま一つの発展の方向である史料管理学（論）との関わりに触れておくこととしたい。

### 三、史料管理学（論）との関連

前項で触れた藤原彰「現代史の史料について」の中で現代史料は、「無数」に存在すると述べている。近現代史料はいわば無限定に存在することになるが、同時に、藤原はわが国では戦前のみならず戦後においても史料の利用と公開について著しい制限がある、とも述べている。<sup>(28)</sup>これを敷衍すると、前者の、史料が無数に存在する状況は、史料の選択の必要と、選択された史料に対する史料批判の必要をうみ出すことになる。また、後者の公開利用の隘路を打開するには、史料公開への運動、文書館制度の確立が課題となろう。一九八〇年代・九〇年代には、後者の史料公開運動・文書館設立運動が多く論じられている。<sup>(29)</sup>

史料公開運動や文書館制度については、既に多くの論考があるが、これを近現代史料論の構築という視点から論じた九〇年代半ばの二点に注目して取り上げることとする。いずれも岩波講座「日本通史」別巻三、史料論<sup>(31)</sup>所収の松尾尊允「近現代史料論」、安藤正人「記録史料学とアーキビスト」<sup>(32)</sup>がそれである。

松尾・近現代史料論は、丹羽・近代史料論とは対照的に、その内容を専ら「史料の収集保存および公開利用の歴史と現状」<sup>(33)</sup>に集中している。その内容は、まず戦前の史料の公開・利用状況を要約し、次いで終戦・占領期における史料の焼却・押収・公開について、具体的な原史料名、公刊史料名を挙げて紹介する。さらに占領期以降の私文書・公文書の史料収集・調査・保存・公開・刊行についてそれぞれ論述する。とくに保存・公開問題では占領軍押収文書の返還・公開、各地の文書館の設立、公文書館法の成立と日本学術会議における資料保存問題への取組みなどに触れた

後、今後の課題として文書館施設の問題点とその設置・拡充及び公文書の公開促進を強調している。

松尾・近現代史料論は、その冒頭に示しているように、「現在なお史料の収集保存および公開利用を妨げている幾つかの問題点とその打開の方策を指摘<sup>34)</sup>」するところにあつた。それゆえ丹羽・近代史料論の論述の枠組みを發展させ或いは対比させようとする意図は、松尾の行論からは窺い得ない。従つてそこでは、具体的な原史料・公刊史料を豊富に紹介してはいるが、史料の形成・内容についての論究は希薄であつて、ここから近現代史料の性格をどのように統一的に見得るか、また近現代史料論がどのような枠組みをもつて成立するか、という視点を引き出すことは難しい。むしろ松尾・近現代史料論の特色は、近現代史料の研究の進展(または不振)が史料の保存・利用(とくに公開)と密接な関連があることを明らかにしたところにある、と言えよう。

右の松尾の指摘は、近現代史料論として史料の内容とともに、史料保存の環境についての論議が存在することを積極的に提起したことになる。ただし、松尾が論述の軸とした史料の保存公開運動史は、はたして史料学(論)の範疇に包含し得るものであるか、また史料論の構築を有効ならしめ得る方法であるか、という論議も生じてこよう。これは、史料管理学(論)との接点の問題でもあろう。

史料学(論)と史料管理学(論)の関係を、安藤正人「記録史料学とアーキビスト」では、「記録史料学」の中の、「記録史料認識論」と「記録史料管理論」の二つの領域として説明している。ここでは、史料は「記録史料」とされ、「記録化された一次的な情報物のうち歴史認識のもとになる素材としての価値を有するもの<sup>35)</sup>」と定義される。そして「(記録)史料となる素材の属性や存在の意味を科学的に明らかにし、それによつて史料としての本質を理解する」のが「史料認識」であり、「史料となる素材そのものを収集あるいは保全し、史料として広く利用できるよう適切に整理し、これを維持する」のが「史料管理<sup>36)</sup>」であるとす。これによつて安藤は、史料認識と史料管理の二つの研究領

域を統合する「学」を、「記録史料学」として提唱している。

安藤論文は、右の記録史料学の研究領域の構造を示した後、記録史料群の構造的認識、史料整理及び目録編成の基礎理論、史料調査論、史料情報の電子化とそのため標準化について研究動向を紹介しつつ、最後にこれらを担うアーキビスト (Archivist) の専門性とそれを支える研究について述べる。安藤の記録史料認識論と記録史料管理学の二区分からすると、松尾・近現代史料論は記録史料管理論のうちの収集論・公開制度論・史料管理機関論などの範疇となる<sup>(37)</sup>。

一方、本稿でこれまで論じてきた史料論は、安藤のいう記録史料認識の領域となる。安藤・記録史料学では、この認識論の部分は、歴史研究者の歴史学とアーキビストの記録史料学が交叉し共有される研究領域として設定され、図解もされている<sup>(38)</sup>。史料認識のあり様が、歴史学・史料管理学 (論) の両方を支える基礎的な性格を有しているという指摘は首肯できよう<sup>(39)</sup>。ただし、古文書学の歴史学からの自立をめざして文書史の提起がなされたように、自立した史料学 (論) 固有の研究領域を考えるとするならば、かならずしも歴史学と記録史料学の両翼が交叉する部分——歴史学にとつては周辺部分——に史料論 (史料認識論) を位置づける必要はないのではなからうか。史料学 (論) を自立させて、歴史学・史料管理学と並列して、それぞれに貢献しあい、かつ影響しあう位置にあると考えても、それほど無理があるように思われない。歴史学の研究者 (その他の学の研究者においても) とアーキビストとの間に異なる史料認識の領域や方法が存在するとは思えないからである。

なお安藤・記録史料学における記録史料の設定も本稿の史料学 (論) の史料と同様、幅広く指定されている。ただ先の記録史料の定義によると、記録史料は一次的な情報物のうち歴史認識のもとになる価値を生むもの、ということであった。これは記録の中から史料の価値のあるものを評価選別して抽出するという作用が働いた結果が記録史料で



あるという意味である。「記録史料」の中核的概念が、このように史料管理の対象となる範囲に限られるとするならば、記録史料認識もまた一定の範囲を対象を限定したものになるうか。<sup>(40)</sup>これに対して本稿がたどってきた史料学(論)の対象である史料は、その範囲に限定性がなく、利用する側(例えば歴史研究者)の関心によって無限に拡散するといふ性格がある。これは、どの時代の史料にも該当することであるが、近現代史料に最も特徴的に現れる性格と言えらる。

註

- (1) 日本の文書館運動及び全史料協の活動の歩みについては、前節註(5)「日本の文書館運動」を参照。
- (2) 前節註(37)、津田秀夫、前掲論文、四七頁。
- (3) 同前、四七頁。
- (4) 同前、四八頁。
- (5) 同前、四九頁。公文書の定義では、津田は「協会・団体・個人であれ、本来私的文書でも、それが公務執行のために作成され、収集されたものであつてみれば、これを公文書として取扱うようにする必要がある」と付加している。
- (6) 同前、四六頁。
- (7) 岩波書店、一九七六年九月。
- (8) 同前、七頁。
- (9) 同前、一七二頁。
- (10) 同前、一八八頁以下。
- (11) 同前、一九二頁。
- (12) 「歴史評論」No二八九、一九七四年五月。
- (13) 同前、一一頁。
- (14) 註(7)、「講座日本歴史」二五、一〇四頁。
- (15) 前節註(1)。
- (16) 同前、二八九―二九〇頁。
- (17) 同前、二九六頁。
- (18) 岩波書店、一九九二年四月。「日本近代思想大系」全二三巻は、一九八八年五月―九二年三月刊行。
- (19) 同前、別巻、四頁。
- (20) 同前、七頁以下。
- (21) 同前、一八頁。
- (22) 同前、一六頁。
- (23) 京都市立総合資料館編「資料館紀要」第二二号、一九九三年三月。

(24) 同前、五頁。

(25) 同前、四頁。

(26) 同前、四一五頁。なお、丑木幸男「近代民間史料の構造

―群馬県水沼村星野家文書を事例として―」〔群馬文化〕

第二五〇号、一九九七年四月)では、近現代文書の史料

学研究の課題を一、様式論、二、形態論、三、構造論、

四、史料管理史の四点にまとめ、「研究蓄積のある古文

書学研究成果の吸収と、近世史料との連続面と断絶面と

に留意して近代・現代社会の特質との関連で近代・現代

史料の性格を説明することである」と要約している。

(27) 註(23)、三頁。

(28) 註(12)、藤原彰、前掲論文、七頁以下。

(29) 史料公開運動・文書館設立運動については、例えば、前

節註(5)、「日本の文書館運動」参照。

(30) 史料論と史料管理論に関わるものとしては、例えば前節

註(2)安藤正人・青山英幸共編著、前掲書がある。文

書の評価選別という課題からわが国の文書管理史を通観

した研究であり、本稿の課題とも十分関係があるが、本

稿の主題を評価選別にかかる公文書の保存体制に広げる

ためには、さらに別の論点を立てる必要があると思われる

るので、論議の対象からは割愛した。

(31) 岩波書店、一九九五年十二月。同巻の総論部分は、網野

善彦「史料論の課題と展望」であるが、ここでは近現代

史料論についての論及はない。

(32) 安藤論文は、後に「記録史科学と現代 ―アーカイブズ

の科学をめざして―」、吉川弘文館、一九九八年六月、

の第一章「記録史科学の課題」として改題し収録。

(33) 註(31)、松尾尊允、前掲論文、九七頁。

(34) 同前、九七頁。

(35) 註(33)、安藤正人、前掲論文、三五六頁。

(36) 同前、三五三頁。

(37) 同前、三五八―三五九頁。

(38) 同前、三七四頁。なお、アーキビストと歴史研究者の研

究領域については、保坂裕興「記録史科学と史料論につ

いて」〔歴史評論〕No五六一、一九九七年一月)が安藤

の示した図解の修正提案を含めて論じている(六―七頁)。

(39) 安藤は、近年の研究を踏まえつつ記録史料認識論の研究

領域を、搬送体論・様態論・構造論・存在環境論などに

区分している(三五七―三五八頁)。しかし、この領域

設定の体系化確立自体も、今後の課題としていぜん残さ

れているのであろう。

(40) 「記録史料」及び「記録史科学」について、安藤自身の

説明はさらに註（32）、同著、前掲書、一七頁以下など

を参照。

#### 第四節 近現代史料論の方向——まとめとして——

これまで本稿で述べてきたことは、一九六〇年代から意識的に論じられるようになった近現代史料論が、七〇年代以降、その深化を見せるとともに拡大・拡張（ときには拡散）を遂げてきた軌跡であった。近現代史料論の提起に当たって手がかりとなったのは古文学書学であったが、対象史料の拡大・拡張は、史料論の研究のあり方においても古文学書の領域外に及んでいった。これは、近現代史料が多種・多様なものになっているというほかに、近現代という時代及び近現代史料のもつ性格が、古文学書の研究領域・方法論に全面的に依拠しなくなったことを意味している。古文学書自体も文書史の提唱に見ることく、学としての概念を捉え直し研究領域を広げつつあるが、近現代史料の領域に本格的に及んでいるとはいえない。

さらに九〇年代には、近現代史料に関する論議自体が史料を認識するための研究と、史料管理のための研究とに分化し、それぞれの研究領域を確立して行く方向が明瞭になってきた。一九七〇年代—八〇年代では、史料学（論）の概念が混然としていたように思われるが、本稿で追求してきた史料論は、この史料認識の研究であったことになる。史料論は史料認識の方法として深化し体系づけられるべきものである。本稿で捕捉出来た近現代史料論の研究課題をもう一度整理してみると、近世から近代への移行期における文書・法令の作成・施行の変化、日本近代の、特殊性から導き出された史料の限界性、公文書の全過程、すなわち文書管理の（生成—保存）の諸相、文書館における評

価選別・史料整理を根拠づける近現代史料の性格把握という点が挙げられる。<sup>(1)</sup>

最後に、以上のような論点を包み込んで今後の近現代史料論が深化するとすれば、どのような方向が考えられるであろうか、次のような三点に要約してみたい。

まず第一には、無限定に拡大する諸々の近現代史料を生成せしめるシステムへの考察がなされよう。近現代は政治・行政・経済・文化等のあらゆる社会機構で膨大な記録を日常的に生じさせていることは、これまでも触れてきたが、近現代の組織体或いは個人がどのような社会的機能を發揮する中で、いかなる記録を生成することになるかを明らかにする課題がある。丹羽・近代史料論が手がけた近代社会特有の史料状況は、近現代史料生成・存在の特質論として捉え直さなければならぬであろう。

第二には、前近代から近代への移行の問題であるが、これを文書様式の単なる継続或いは変化、また近代公文書制度の確立という視点からだけでなく、文書管理制度の近世からの継承という側面、行政組織編成・文書管理概念の近代の変容という側面から見て行く必要がある。その意味では、近世史料論・近世文書論の著積を視野に入れる必要がある<sup>(2)</sup>。例えば、近世の合議制・稟議制を継承した近代の稟議制が、行政機構の肥大化とともに確立してゆく過程の分析などが課題として挙げられる。

第三に、生成し伝存される近現代史料の伝える情報の社会的位相が、考究の対象となる。近現代史料の概念は無限定に拡散するが、それぞれ近代社会のどの部分を伝え得ているか、或いは伝え得るか、を明らかにすることである。とくに現代の史料は、他の時代の史料とは異なり時間による淘汰が作用していない、いまだ同時代の史料である。現代の史料が後世に対して発する歴史的情報の性格を、近現代史料論は考えることになる<sup>(3)</sup>。これが史料管理論のうちの評価・選別論に隣接していることはいうまでもない。

以上、筆者の小見が及ぶ範囲で近現代史料論の今後の方向を要約してみた。最後にこの後の古文書学との関係について触れておこう。古文書学は広い意味では史料学（論）であつて、その対象も時代も拡大の可能性を有している。古文書が史料の大半を占める時期は、古文書学もまた史料学（論）の大部分を担ってきたが、近現代史料についても史料学（論）の中で古文書学が主要な位置を占めることとはなるう。ただ、近現代史料が古文書学研究の素材になるといふのみならず、古文書学にとつて研究上の重要な意義をもつということはどのような状況であろうか、いまだ想定し得ない。これを明らかにするには研究の具体的な実績とともに古文書学の研究史からの検討が必要になるのではなからうか。

## 註

(1) 近現代史料整理論の軌跡については、第二節註(29)、  
拙稿、参照。

(2) 近世の稟議制については、例えば笠谷和比古著「近世武  
家文書の研究」(法政大学出版社、一九九八年二月)、第  
二章・第三章、参照。

(3) 史料管理論、とくに評価選別との関係については、拙稿  
「町村制」における文書管理の性格」(高木俊輔・渡辺  
浩一共編著「日本近世史料研究——史料空間論への旅立  
ち」北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年二月)、三六  
一頁においても触れている。

## 【付記】

本稿は、当初、或る論文集の一編としてまとめたものであ  
るが、事情によつて同論文集の刊行が遅れたため、本誌に掲  
載することとした。脱稿したのは、一九九九年一月であつて、  
その後二年近くを経ており、この間、近現代史料論にも著し  
い進展が見られた。例えば歴史人類学会編「国民国家とアー  
カイブズ」(日本図書センター、一九九九年十一月)、中野目  
徹著「近代史料学の射程」(弘文堂、二〇〇〇年二月)、松尾  
正人編「今日の古文書学」第一二巻「史料保存と文書館」(雄  
山閣出版、二〇〇〇年六月)などである。

当然、新たな研究を視野に入れなければならないが、本稿  
は一九九八年までの近現代史料論の研究史としてひとまず完

成しているので、筆者としては、いまの時点でこれをおおやけにする機会を得たいと考えた。一九九九年以降の研究については、別に触れる機会もあろう。中野目氏の著作については、筆者には別に託されている書評があるので、その成果に対する筆者の見解はそこで触れる予定である。

(二〇〇〇年一〇月一〇日)